

意見書

平成23年2月17日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 530-6116
(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう

住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ

氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム
だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお
代表取締役社長 藤野 隆雄

連絡先 経営戦略グループ
TEL :
FAX :
担当者 :
e-mail :

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

1. はじめに

加入光ファイバ接続料の算定については、昨年12月に提示された「光の道」構想に関する基本方針（以下、「基本方針」）の中で、「競争事業者の参入促進による料金の低廉化・サービスの多様化を推進し、光サービスの利用率向上を図る観点から、総務省及び関係事業者において、分岐回線単位での接続料設定を含め、平成23年度以降の接続料算定方式の見直しに向けた具体的な検討を開始することが適当」とされました。今回の接続約款の変更案は、この考えが反映されているものと認識しております。

弊社は、地域アクセス系事業者として、自らリスクを取ってインフラ投資し、FTTHサービスを提供してまいりました。その立場から、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」の合同部会等において意見を述べる機会をいただいた際にも、

- ・NTT東西殿に対する規制の厳正化
- ・設備競争とサービス競争の両方の促進の重要性

の二点を度々訴えてまいりました。

一点目について、NTT東西殿は、原則的に県内通信業務しか認められていませんでしたが、認可申請により例外的に事業範囲を広げられる活用業務制度が存在しています。しかし、その制度利用が進むあまり、現在では、例外であるはずの活用業務が無視できない規模に拡大しております。さらに、NTT法の規制対象外である子会社・委託会社を使って事業活動し、グループとしてお客様を囲い込むことで、結果的にNTT東西殿のシェアが高まっています。これらの状況は、NTT東西殿に対する規制が厳正に適用されていないことが原因であり、弊社はその現状に強い不満を抱いております。

二点目について、基本方針では競争の重要性には一定の理解を示していただきましたが、その一方で、分岐回線単位の接続料設定を含めた接続料算定方式の見直しについて言及されており、弊社としては今後の制度変更の進み方について強い懸念を抱いております。

弊社の思いは、NTT東西殿と、リスクを取ってインフラ投資を行っている地域アクセス系事業者やCATV事業者等の設備事業者と、さらには後発的に設備を借りる接続事業者の三者が、公平な競争環境において事業活動できるよう、制度を整えていただきたいということにあります。

今回、接続約款の変更案に含まれていないものも併せ、いくつかの制度案について、弊社の意見を述べさせていただきます。

2. 分岐回線単位の接続料設定について

(1) 分岐回線単位の接続料設定とは

一般的に光ファイバは、一本の芯線を通る光信号を分岐装置によって分岐させることで、複数のユーザが同時に利用することができます。現状では、最大8ユーザが収容できる光ファイバ設備（光ファイバに加え、その関連設備を含む）を一括でNTT東西殿から借り

られる（以下、「一芯単位の接続料設定」）制度が存在し、実際にその制度を利用してF T T Hサービスを提供している事業者もいます。この制度は、接続事業者が自らの責任においてコスト負担を行う、現時点で最も公平性の高いものと考えられます。

これに対し、分岐回線単位の接続料設定とは、光ファイバ設備を1ユーザ分毎にN T T 東西殿から借りられるようにする制度です。この制度は、今回の接続約款の変更案には含まれていませんが、基本方針でも言及されており、今後の導入可能性を残したものとなっています。

（２）分岐回線単位の接続料設定の方法と問題点

分岐回線単位の接続料設定が議論されたのは、今回が初めてではありません。平成20年度の情報通信審議会においても、N T T 東西殿の接続料低廉化の手段として制度導入が検討されました。その際、技術的な方法として3つの案（以下、「3案」）が議論されましたが、それぞれ問題があると答申され、結果的に分岐回線単位の接続料設定はされなかった経緯があります。

以降、分岐回線単位の接続料設定を実現する方式として3案以外が広く提案されていないと認識していますので、3案を列挙しながら、それらに基づく制度設計の問題点について、弊社の意見を述べさせていただきます。

①O S U 共用案

【説明】

光ファイバに信号を伝送するO S Uという設備を、実際に利用する事業者同士で共用し、1ユーザ単位でコストを割り勘する方式です。平成20年当時、1台のO S Uを複数事業者で共有すると回線品質や監視運用に支障をきたすおそれがある点が主な理由となり、却下された経緯があります。

【弊社の意見】

弊社は、O S U共用案の最大の問題点は、O S Uを含む光ファイバ設備について、ユーザ未利用分のコストを誰がどのように負担するかという点にあると考えております。分岐回線単位の接続料設定では、例えば最大8ユーザまで収容できる光ファイバ設備の内、5ユーザ分しか利用されない場合、残りの3ユーザ分のコスト負担はN T T 東西殿が負うこととなります。

光ファイバの接続料はF T T Hのサービス原価に密接にかかわるため、接続事業者のサービス原価は、N T T 東西殿よりも大幅に安価になります。これは単にN T T 東西殿と接続事業者だけの問題に留まらず、既に先行してインフラ投資を行っている弊社を含む地域アクセス系事業者やC A T V事業者も甚大な影響を被ることを意味します。地域アクセス系事業者やC A T V事業者は、ユーザ未利用分のコストも負担しながらF T T Hサービスを提供しています。つまり、一旦O S U共用案に基づく分岐回線単位の接続料設定がされ

れば、その制度の利用有無にかかわらず、全ての設備事業者が、借りるだけの接続事業者に対して不利な競争を強いられることとなり、公平な競争環境が阻害されることとなります。この理由から、弊社は、OSU共用案に基づく分岐回線単位の接続料設定に強く反対いたします。

なお、平成20年度以降、一部事業者が技術検証を行い、「OSU共用は性能・運用面で問題はない」と意見を表明しておりますが、技術上問題が無いのであれば、現状認められている一芯単位の接続料設定制度を利用し、接続事業者同士でコスト負担を協議の上、NTT東西殿から一括で設備を賃借すれば解決するため、なおさら制度変更の必要はないと考えております。

②OSU専用案

【説明】

最大8ユーザまで収容できる1つのOSUを、利用する1事業者によって専用する方式です。外見的には、一芯単位の接続料設定制度と変わりませんが、一芯単位の接続料設定制度はユーザ未利用分のコストも含めて接続事業者が負担するのに対し、OSU専用案では、実際のユーザ利用分しか接続事業者は負担せず、残りの未利用分はNTT東西殿が負担する点が大きく異なります。

最初の1ユーザ目の接続料を高めに設定し、2ユーザ目からの接続料を徐々に下げていくことで、NTT東西殿の負担を減らす方法等も当時検討されましたが、合理的な接続料設定が難しい点が主な理由となり、却下された経緯があります。

【弊社の意見】

合理的な接続料設定が難しいという点において、平成20年当時と現在で何ら状況は変わっていません。基本的に、ユーザ未利用分のコストをNTT東西殿に押し付ける限り、合理的な接続料設定などあり得ず、借りるだけの接続事業者が大幅に安い原価でFTHサービスを提供できることとなります。OSU共用案の問題点で述べたとおり、これは単にNTT東西殿と接続事業者間の問題に留まらず、全ての設備事業者が不利な競争を強いられることを意味し、公平な競争環境が阻害されます。

弊社は、OSU専用案に基づく分岐回線単位の接続料設定は今後も議論する必要はないと考えております。

③Bフレッツにかかわる機能の接続料化案

【説明】

接続事業者が、NTT東西殿のアクセス回線を含めてユーザに提供する方式です。技術的には、ユーザ宅内に設置するONUという装置に、NTT東西殿ではなく接続事業者へ接続するよう設定することで実現します。

ユーザ宅内に設置するONUが不当に設定変更される可能性が排除できず、その取扱い

に技術的な課題がある点が主な理由となり、却下された経緯があります。

【弊社の意見】

技術的な課題がある点において、平成20年当時と現在で何ら状況は変わっていないものと弊社は認識しております。この案ならびにこれに類似する方式は、加入光ファイバの接続料設定に関する問題ではないので、少なくとも今回の審議会等で議論すべきものではないと考えております。

(3) まとめ

弊社は、関西地域におきましてNTT西日本様やCATV事業者等とブロードバンドサービスのお客様獲得に向けて、切磋琢磨してまいりました。平成22年6月現在の総務省殿の発表資料では、関西地域のブロードバンド世帯普及率は全国平均と比べて約5.8ポイント、FTH世帯普及率は全国平均と比べて約5.7ポイント、それぞれ高くなっておりますが、これは公平な競争環境の下、活発な設備競争・サービス競争が展開された結果であることは明らかなです。FTHサービスを筆頭とするブロードバンドサービスの普及・発展のためには、各事業者間における不断の競争が不可欠であると認識しております。

これまで述べたとおり、分岐回線単位での接続料設定は、借りだけの接続事業者だけが得をする制度であり、それが導入された際には公平な競争環境は大きく阻害されます。このような制度が導入されれば、今後は自らリスクを取って設備投資を行うインセンティブがどの事業者にも働かず、結果的に技術進歩が停滞することになります。

以上の理由により、弊社は分岐回線単位での接続料設定には反対します。

3. 接続料算定方法のあり方について

(1) 実際の設備コストに基づく接続料設定の重要性

接続料算定にあたっては、実際の設備コストの算定と同様に行うことが特に重要と考えております。これまで設備コストは将来原価方式で算定され、今回の接続約款でもその点の変更されておりませんが、弊社としては、実際の設備コストに基づく実績原価方式をぜひ採用していただきたいと考えております。

また、仮に将来原価方式で算定される場合でも、実績コストにより近づけるために、特に、以下の点について、十分留意いただくよう希望します。

①算定期間

長期間の需要予測は困難ですので、算定期間を長くすると実績コストとの乖離が大きくなってしまいう可能性がある、算定期間の長期化は避けるべきと考えます。

②需要想定

今後の需要はお客様の動向次第で大きく変わり得るものですので、需要の過度な積み増しはすべきでないと考えております。

③耐用年数

今後の技術進歩の予測は難しいので、会計・税務との整合を図りつつ、より標準的な耐用年数（法定耐用年数やL R I Cでの耐用年数）を採用していただきたいと考えております。

（２）乖離額調整制度の必要性

乖離額調整制度は、N T T東西殿と接続事業者双方にとって、将来原価方式で算定した接続料が、実績と乖離した場合に補償するものであり、あってしかるべき仕組みと考えております。

4. 利活用策の推進について

弊社は、N T T東西殿の接続約款の変更は、F T T Hのサービス利用料を低廉化させ、結果的にその普及率を高めることを目的としていると認識しております。その前提で、弊社の意見を述べさせていただきます。

例えばA D S LはF T T Hよりもサービス利用料は低いですが、F T T Hの方がより普及しています。一方、携帯電話は1世帯あたりで考えるとF T T Hよりもサービス利用料は高くなりますが、携帯電話の方がより普及しています。つまり、サービスの普及率は、その利用料の多寡との相関よりも、その利便性・必要性との相関の方が強いと考えられます。

弊社も、少しでもお客様にF T T Hサービスの利便性・必要性を感じていただきたいという思いから、例えば法人・公共のお客様向けには、医療クラウドサービスの提供を開始したり、自治体I C T化に協力させていただいたりしております。また、個人のお客様向けには、無線L A Nや3 G・W i M A Xとの連携により、屋内外の様々なシーンでブロードバンドをご利用いただける環境を提供しております。今後も、関西地域で様々なサービスを創造し、ブロードバンド普及率の高まりに少しでも貢献していくことが、弊社の最大の責務であると考えております。

普及率向上は、公平な競争環境の下、官民それぞれの立場から利活用策を充実させ、その利便性・必要性を高めていく努力が何よりも重要と考えております。

以上